ニ　社債、株式等の振替に関する法律第百二十条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十条に規定する特別法人債

ホ　平成二十八年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する法律第百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するもの

ヘ　社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十七条に規定する外債

ト　社債、株式等の振替に関する法律第百九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債

チ　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十条に規定する振替転換特定社債

リ　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債

第五条の三第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　適格口座管理機関　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

第五条の三第七項中「その他第一項」を「、第七項及び第八項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第九条の六第四項」を「第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項」を「第十四項まで、第十六項及び第十七項」に改め、同項の表を次のように改める。

前条第二項	次条第一項
前条第三項	第一項の	次条第一項の
	同条第一項中	同法第十三条第一項中
	第五条の二第三項	第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項
	同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子	同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の利子等
前条第四項	第一項の規定は	次条第一項の規定は
	が第一項	が次条第一項
	つき第一項	つき同条第一項
	、第一項	、同条第一項
前条第六項	第一項及び前項	次条第一項及び第三項
	第三条の二及び	第三条の二、第八条の二及び
	第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）	第五条の三第一項（振替社債等の利子等の課税の特例）
	振替国債又は振替地方債の利子	特定振替社債等の同項に規定する利子等
同条第五項後段		同条第三項後段

第五条の二第一項又は第五項後段	第五条の三第一項又は第三項後段
受ける利子	受けるこれらの規定に規定する利子等
「当該利子等」とあるのは「当該利子」	
第五条の二第五項後段	第五条の三第三項後段
前項第四号	次条第四項第四号
第十五項	次条第七項若しくは第八項
第七項第四号	次条第四項第四号
第一項又は	次条第一項又は
第一項に	同条第一項に
第一項	次条第一項
第五項後段	同条第三項後段
第一項又は	次条第一項又は
第一項」とあるのは	同条第一項」とあるのは
第一項」と、	次条第一項」と、
第一項の	次条第一項の
同項、	同項、同条第三項及び第八項並びについては、同条第三項中「の特定振替機関等」とあるのは「の特定受託者」と、同条第八項中「適格口座管理機関」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか
第一項	次条第一項
当該特定振替機関等	当該特定振替機関等（
第十七項	前条第十七項

前条第八項	
前条第九項	
前条第十項	
前条第十二項	
前条第十三項	
前条第十七項	
前条第十七項の表第一項の項	